

令和6年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

令和6年12月5日
午前9時00分開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(12名)

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	4番	小城 世督
5番	伴 吉晴	7番	嶋田 善行
8番	井上 卓也	9番	横田 敏文
10番	宮崎 和彦	11番	濱 真理子
12番	木澤 正男	13番	奥村 容子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	福田 善行	係 長	吉川 也子
--------	-------	-----	-------

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西 卷 昭 男
総 務 課 長	松岡 洋右	政策財政課長	中 尾 步 美
住民生活部次長	北 典子	子育て支援課長	佐 谷 容 子
国保医療課長	猪川 恭弘	環境対策課長	東 浦 寿 也
住 民 課 長	峯川 敏明	都市建設部長	上 田 俊 雄
建設農林課長	手塚 仁	都市創生課長	福 居 哲 也
上下水道課長	岡村 智生	会 計 管 理 者	安 藤 晴 康
教 育 次 長	本庄 徳光	教委総務課長	仲 村 佳 真

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

〔1〕1番 溝部議員

1. 斑鳩町立学校における特別支援について

(1) 町立学校における支援体制について。

①支援の現状の仕組みについて。

②支援員の増員について。

③人材確保の方法について。

(2) 支援が必要な子どもの進路相談について。

2. 補助金の活用について

(1) 有利な財源を確保できると町民サービスの向上を図ることができると思いますが、斑鳩町の考え方について。

(2) 一般財源で展開している事業の補助金等の確保について。

〔2〕 12番 木澤議員

1. マイナ保険証と資格確認書について

(1) マイナ保険証から健康保険証の一体化を解除できるようになったが、住民への周知、問合せや申請件数、手続きに係る期間、その間の健康保険証の取扱い等について町はどのように対応しているか。

(2) マイナ保険証保持の有無にかかわらず、すべての被保険者に資格確認書を発行する自治体が増えている。斑鳩町でも同様の対応をすべきだと考えるが町の見解は。

2. 投票所について

(1) 選挙期間中にショッピングセンターや鉄道駅などに期日前投票所を設置している自治体があるが、斑鳩町でも投票率の向上を目指し実施を検討してはどうかと考えるが町の見解は。

(2) 以前から紅葉ヶ丘自治会集会所については投票所として利用しにくいとの声があり、投票率も他の投票所と比べて低くなるといった傾向があった。龍田西地区地域交流館が完成したことにより、新たに投票所としての利用が検討できると思うが町の見解は。

3. 可燃ごみ・生ごみの戸別収集化について

(1) 来年4月からモデル事業が始まるが、戸別収集を選択した世帯に対し生ごみの収集については水切りバケツを配布することだが、可燃ごみのカラス・猫対策についてはどのように考えているのか。

4. 2025大阪・関西万博について

- (1) 県から県内の小中学校に対して2025大阪・関西万博への意向調査アンケートが行われたが、町内の小中学校からの返信はどのような内容であったのか。また、その際に町や学校に対し、県の取組みについてどのような説明があったのか。
- (2) 県の無料招待に対して、学校・クラス単位での対応ではなく、個人・家庭単位での対応はできないのか。また、参加させたくないとする家庭への対応についてどのように考えるのか。
- (3) 万博会場となっている夢洲については、交通アクセス、ガス爆発の発生、災害発生時の避難ルート確保など様々な問題指摘がされており、安全性に問題があると考えますが町の見解は。

5. 小中学校のトイレについて

- (1) 先日の子育てタウンミーティングの際に参加された保護者の方より、学校のトイレが場所によっては使用できない状態になっているとの指摘があったが、町内の小中学校のトイレの状況はどうなっているのか。
- (2) 修繕等により早急に使用可能な状態にすべきだと考えるが町の見解は。

〔3〕 5番 伴議員

1. 上水道の県域一体化による上下水道事業への影響について

- (1) 水道事業が奈良県広域水道企業団に参加することに伴う影響について伺う。
- (2) 水道事業が奈良県広域水道企業団に参加することに伴う下水道事業への影響について伺う。

2. 斑鳩町の未来に向けたまちづくりについて

- (1) いかるがパークウェイの延伸工事が進められているが、現在工事が進められている区間が供用された後の沿道の発展のあり方について、町の考え方を伺う。
- (2) 西和医療センター誘致と大和川遊水地、いかるがパークウェイの延伸、それぞれによる整備効果について。
- (3) 西和医療センターの建設と大和川遊水地の整備、いかるがパークウェイの延伸を相関関係でみたまちづくりについて。

〔４〕４番 小城議員

１．多子世帯における保育料の軽減措置

- （１）保育料の制度拡充について。
- （２）今後財源を確保し進めることができるのか。
- （３）３子以上いる家庭の今後の支援について。
- （４）鳩町の考え方について。

２．学童保育の運営について

- （１）現在の学童保育の運営状況について。
- （２）学童保育の現状をどのように認識しているか。
- （３）今後の学童保育の運営について。

３．万博の社会見学について

- （１）社会見学の予定について。
- （２）生徒、児童に機会の提供をしてほしいと考えるが教育委員会の考え方について。

〔５〕１０番 宮崎議員

１．都市計画道路について

- （１）見直しは？

２．町道の水道について

- （１）市街化区域の町道に入っていない水道について。

３．安全安心の町について

- （１）防犯カメラについて（通学路及び各施設）。

４．県管理の河川について

- （１）進行状況について。

５．大和川河川の道路について

- （１）工事がされない？

〔６〕１３番 奥村議員

- １．地震後の通電火災による大規模火災から住民の命を守る「感震ブレーカー」設置補助について

- (1) 「感震ブレーカー」設置に取り組んでいる自治会等の取組みについて。
 - (2) 「感震ブレーカー」購入費用の助成実施の考えについて。
2. ペット同行避難訓練実施について
 - (1) 町指定避難所では、ペット同行避難は、キャリーケースに入れるなどして、受け入れ可能か伺う。
 - (2) 当町として、ペットの災害対策、いざという時のために、ペットの同行避難訓練を実施して飼い主と共に安全に避難できるように備えるお考えはあるか伺う。
3. 気象防災アドバイザーの活用について
 - (1) 2017年から運用が始まった、気象防災に精通している、気象防災アドバイザーを活用して、住民の安全安心を図るお考えについて伺う。
4. 東洋シール横の自転車道について
 - (1) 東洋シール横の自転車道が、途中で途切れているが、繋げていくための今後の見通しについて伺う。

〔7〕 11番 濱議員

1. ファミリーシップ制度について
 - (1) パートナーシップに加えファミリーシップの宣誓制度が日本全国に広がりつつあります。制度実施の自治体間で転居時にスムーズに手続きができるようにもなってきました。全国の実施状況をお聞きします。
 - (2) 斑鳩町のパートナーシップ現況はいかがですか。
 - (3) パートナーシップ宣誓の実施時に宣誓者への支援や配慮についての町の考え方をお聞きします。
 - (4) パートナーシップ・ファミリーシップについては年齢に関係ありませんが、特に宣誓者の未成年の子どもに不利益が生ずる例が多々あります。町の見解はいかがですか。
 - (5) 世界各国では、婚姻として認められる国もあります。斑鳩町でのファミリーシップ宣誓制度の実施を強く求め、次のステップをも視野に入れることを強く要望します。
2. 感震ブレーカーの普及と購入助成について
 - (1) 訓練や講演を通して防災への関心が高まっています。避難時に持ち出す

物を準備し事前に余裕をもって避難するのではなく、急な地震により飛び出るのが精一杯な状況も考えられます。火災を防ぐために「ブレーカー（電源）を切る」のが必要です。防災訓練でも展示や説明がありましたが、住民の関心はどうでしたかがいます。

(2) 住居内のブレーカーは一定の高さに設置されていますが、高齢者や障がいのある方は手を伸ばしても届かない状況があります。また、地震で物が散乱し、近づけないこともあるでしょう。町での周知・啓発はいかがですか。

(3) 感震ブレーカーの種類等で価格には大きな幅があります。精度の差もあります。購入への助成が設置へのきっかけとなります。防災への一助に購入助成を実施されるよう要望します。

(4) 地域でまとまったの設置を実施している自治体があります。火災では隣接する家屋への類焼も懸念されます。町の積極的な防災の取組みとして検討されたいです。いかがですか。

3. 登校時の通学路への車乗り入れについて

(1) 車の乗り入れに対して「ご遠慮ください」との表示版が設置されていますが、法的な規制等はどのようになっていますか。

(2) 町内での設置は何ルート、区間の両端等の設置ですか。また、設置者が色々あります。お願いしている時間がちがうなどもあります。町外の車の乗り入れも恒常化しています。子どもたちの安全を最優先するための町としてのお考えをお聞きします。

〔8〕 2番 齋藤議員

1. 豪雨災害から住民の命を守る対策について

- (1) 大和川、富雄川、竜田川、三代川が決壊した場合の被害想定について。
- (2) 集中豪雨や線状降水帯が発生した場合の斑鳩町のタイムラインについて。
- (3) 河川決壊に備えた避難誘導計画について。
- (4) 河川の氾濫に備え住民を巻き込んだ水害避難訓練の実施について。

2. 学校等における園児児童生徒の安全について

- (1) 学校等における不審者侵入防止対策について。
- (2) 学校等における不審者侵入時の対応について。

(3) 不審者事案が発生した場合の保護者への情報や対応について。

3. 斑鳩町地球温暖化対策の推進について

(1) 令和5年度の斑鳩町温暖化効果ガス削減状況について。

(2) 斑鳩町の太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー機器導入について。

(3) 斑鳩町地球温暖化策定計画の区域施策編の策定について。

(4) 斑鳩町の2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の早期宣言について。

4. 奈良県と斑鳩町とのまちづくりに関する連携について

(1) 西和医療センター移転・再整備の進捗状況について。

(2) 10月5日に開催された県政報告会について。

(3) JR法隆寺駅南側のまちづくり及び法隆寺門前のバリアフリー整備における今後の事業スケジュールについて。

1. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長(中川靖広君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けいたします。

はじめに、1番、溝部議員の一般質問をお受けします。

1番、溝部議員。

○1番(溝部真紀子君) おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

まずひとつ目としては、斑鳩町立学校における特別支援についてです。

これは何度か質問・要望はさせていただいておりますが、さらなる充実と強化を求めて、また質問させていただきたいと思っております。

まずひとつ目として、改めて今現状の町立学校における支援体制の現状についてお伺いしたいと思います。

○議長(中川靖広君) 本庄教育次長。

○教育次長(本庄徳光君) おはようございます。よろしくお願いたします。

それでは、町立学校におけます特別支援教育における支援制度と支援に関わる教員の現状に関するご質問等でございます。

初めに、特別支援教育における支援制度についてでございます。特別支援教育は、特別な支援を必要とする児童・生徒の自立や、社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、子どもの可能性を最大限伸ばすことを目的としております。

本町の教育現場におきましても、この目的の趣旨に照らし、子どもの障害の状態や課題、本人と保護者の意向等を踏まえ、子どもの教育的ニーズと必要な支援内容について、町教育支援委員会や関係機関で検討を行いますとともに、保護者や児童生徒本人、学校等との合意形成を進めながら、特別支援学級への入級や特別支援学校への就学を決定しております。

特別支援学級では障害の種別ごとの少人数で学級を編制、支援計画を作成をいたしまして、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を行っております。

また、通常学級で学習する児童生徒の中で、比較的軽度の障害のある児童生徒が、自

立を目指し、障害による困難を改善・克服するため、一人ひとりの実態に応じた特別な指導を行う「通級指導教室」を現在、3小学校及び斑鳩中学校に開設をしております。

通級指導教室を自校で開設していない斑鳩南中学校におきましても、訪問による指導を実施することにより、町内全ての小・中学校において通級指導を行っております。

次に、支援を担う教員の状況についてでございます。

本町の町立小・中学校におきましては、県の基準に基づき障害の区分ごとに1学級8人を上限とした少人数の学級を編制をいたしまして、それぞれに学級担任が配置をされております。

また、重度の支援が必要な児童生徒が入級される場合におきましては、県に重度対応加配を要請する等の対応を行っているところでございます。

さらに小学校におきましては、町独自の対応として、個別の状況に対応した学びを推進するため、各小学校に2名ずつ教員免許を有する講師を支援員として配置、加配をしているところでございます。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。教員の配置の状況については8人に1人の担任の先生、重度の支援が必要な場合の加配の先生、これはたぶんその時々で必ずしもいらっしゃるとは限らないと思うんですけれども、そして、町独自の講師の2名の支援員の先生で、小学校は対応されているということで理解してます。中学校は支援員の先生はいらっしゃらなかったということで、そちらも理解いたしました。

この二つ目として、この支援員の方を増員される方針はありませんでしょうか。

この質問もまた繰り返しにはなりますが、保護者の方や現場からも本当に人手が足りないという声を引き続き、伺っています。また今後、中学校へ支援員を配置される予定はないでしょうか。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 特別支援学級等における支援員の増員に関するご質問でございます。

本町におきましては、先ほど申しあげましたとおり、特別支援学級に在籍する児童生徒の人数に応じ、県の基準に基づき教員を配置いたしますとともに、さらに小学校においては、町独自の基準に基づき講師を加配しているところでございます。

このほか個々の児童生徒の状況に合わせまして、特別支援教育を円滑に進めるため学級担任と特別支援学級担任、通級指導担当教員、特別支援コーディネーター、担当教員

が情報の共有と連携を図っております。

また、令和6年度からは各小・中学校に新たに教員業務支援員を配置をいたしまして、小・中学校における教員等の事務の補助を行っております。

また中学校におきましては、小学校の学級担任制とは異なり教科担任制となりますことから、より個別の状況に応じた指導がしやすい環境でございます。

このことから、将来の進路、進学を見据えた指導や社会生活において自立をしていく力を養うための指導等も行っているというところでございます。

引き続き、デジタル化の推進による業務効率化や時間外勤務の削減等、教員の働き方改革を進めることにより、教員の負担軽減を図りながら、児童生徒の学びと成長支援ができるよう、必要な人数配置を行ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 教員の適切な配置人数、教員というか支援員ですね、適切配置人数というの、様々なケースがあると思いますので、何人が最適かというのは、その年々で違うでしょうから何とも言えないところはあるとは思いますが、今のお話だと、絶対に今の体制から増やしませんとか、そういうことではないというふうには感じています。財源の問題もあると思いますし、また人材確保の問題については、かなりネックになっているのではと考えているんですけれども、三つ目として、人材はどのように確保されているのかをお伺いします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 特別支援学級等におけます人材確保の方法に関するご質問でございます。

現在、町立小学校の特別支援学級に町費で配置をしております支援につきましては、教員資格のある人材を支援員として配置をしているところでございます。

また、勤務時間につきましてもフルタイム会計年度任用職員だけではなく、パートタイム会計年度任用職員としての任用も行いながら、できる限り本人のライフスタイルに合わせた勤務が可能となるよう任用を行っているところでございます。

全国的に教員の人材確保が難しい状況となっており、斑鳩町においても同様の状況にございますが、引き続き、児童の学びと成長支援できるよう、必要な人員配置を行ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 教員の人材確保が難しいというのは、全国的にも問題になって

いて斑鳩町でも同じというのは理解できます。

そこでちょっと人材確保について、三つほど提案なのですが、ひとつ目として、支援員は支援する内容にもよりますが、教員資格がなくても制度的には問題ないのかなと思いますので、教員資格の有無にかかわらず、やる気のある方を採用するというのもひとつの考え方なのではないかなと思います。

二つ目として、先ほどおっしゃっていましたが、本人のライフスタイルに合わせた勤務も可能ということをおっしゃっていただいているので、具体的な例として、週に2、3回で朝8時頃から14時くらいまで、つまりこれは学校がある時間帯なんですけれども、そうすると小さいお子様を持っていらしたり、支援が必要な子どもさんがいらっしゃる保護者の方々は、どうしても長時間勤務することが難しかったりすることで働くことを諦めているというお声も伺います。

そうした短時間での働き方であれば、希望する方もいらっしゃるのではないかと思いますし、雇用の創出にもなるかと思えます。

三つ目は登録制にするということです。登録制にすることで人材を確保しやすいのではないかなと思います。

この三つの提案なんですけど、これは三つとも生駒市の例を伺って提案しているのですけれども、三つ目に提案しました登録制については、生駒市では登録している方が比較的多くいらっしゃるようで、「人材が余っている状況だ」とおっしゃっていました。

そして、「その登録者の99%は教員資格を持っている方である」ともおっしゃってました。

これらの提案についてはどうお感じでしょうか。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） ただいまご提案をいただいた内容につきましては、今、生駒市ということでおっしゃっていただいております。他の市町村の事例等も参考にさせていただくなど、今後、調査研究を行ってまいりたいとそのように考えております。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。生駒市では、さらにそういう人材の募集について広報紙やホームページはもちろんなんですけれども、ありとあらゆるところに募集要項のようなものを貼り出して募集していると言っていたので、公共施設などに貼り出したりすることも、もしかすると効果があるのではないかなと思いますので、ぜひやってみてはと思います。

それでは最後四つ目ですけれども、支援が必要な子どもの進路相談についてですが、どのようにされているのか、お伺いをします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 支援が必要な子どもさんの進路相談についてのご質問でございます。

本町におきましては、特別な支援を必要とする幼児の就学を適正かつ円滑に進めるため、次年度に小学校へ就学する子どもの発育や発達について、ご心配やご不安を感じておられる保護者とその子どもを対象に、家庭教育や就学に関する相談支援等を行うため、毎年7月に教育相談を実施をいたしまして、特別支援教育に関する説明等も行っているところでございます。

その他の学年のお子さんや、この教育相談に来られなかったお子さんにつきましても、在籍する学校・園または教育委員会において、保護者から相談を受けた場合には、必要に応じて特別支援教育へとつなげる対応を行っているところでございまして、小・中学校の通常学級に在籍する児童生徒が次年度から特別支援学級に入級される事例もございます。

また、学校生活での児童の様子等で気になる点がある場合には、現在も教員から個別面談や電話連絡、連絡ノート等で保護者との情報共有を行っており、児童本人にとって適切な教育が受けられるよう、保護者の意向もくみ取り支援につなげております。

また、小中連携教育の一環として、中学1年生と小学6年生の交流や体験入学を実施をするなど、小学校から中学校への移行期における学習・人間関係等のつまづきを防止するよう努めております。

このように、小学5年生のときだけに限らず、学期ごとの面談など教員と保護者とのコミュニケーションの場を通じ、家庭での状況も把握をいたしながら子どもたちの発達、成長に応じた適切な教育・支援を受けられるよう今後も努めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。適宜されているということ、大切な小学校から中学校への移行期ということで、中学1年生と6年生の交流や体験入学もされているということですが、これを4年生とかぐらいからとか5年生とかちょっと前倒しでしていただくことはできませんでしょうか。

今、説明いただいた体験入学というのが具体的にどんなものかちょっと把握しており

ませんで申し訳ありませんけれども、今、私が言っているイメージとしては、オープンキャンパスみたいなような感じで、学校の様子を見るような形なんですけど、安心して進学できるためにも、できるだけ早めに進学する学校の情報を少しでも見ておきたいというご意見があります。

この辺りご検討いただけませんか。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 先ほどもご答弁させていただきましたように、特別支援学級への入級また通級指導教室への入室等の進路につきましては、保護者と教員とのコミュニケーションを通じまして、児童一人ひとりの教育的ニーズ、また必要な支援内容を検討しながら、個別に提案や相談に応じてまいりたいというふうに考えております。

なお、保護者の方から個別に中学校への見学を行いたい等の要望がございました場合には、中学校と調整を図りながら対応は行ってまいりたい、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。引き続き、子どもや保護者の方が安心できる環境づくり、適切な情報を得られるよう情報提供の強化もお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次、二つ目は、補助金等の活用について質問をさせていただきます。

地方公共団体が県や国の補助金等を獲得することは財政負担の軽減に大きく寄与しますが、まずひとつ目として、有利な財源を確保できると、住民サービスの向上を図ることができると思いますが、斑鳩町の考え方についてお伺いをします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 補助金等の活用方針についてのご質問です。

限られた財源の中で住民サービスの質を高め、効果的な行財政運営につなげるためには、国・県補助金などの特定財源の確保は非常に重要であると考えております。

予算編成に当たりましては、国や県の動向等を的確に把握するとともに、新規事業のみならず、従来から一般財源で対応していた事務事業についても、町の持出しを増やすとなく活用できる財源がないかを確認するよう、財政担当課から事業担当課へ周知しながら、可能な限り補助金等の有効活用に努めているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。それでは二つ目、今、一般財源で展開

している既存事業において、ちょっと繰り返しになると思うんですけど、活用できる財源を見逃さないよう補助金等の情報を確認していくことが重要だと思うんですけども、どのように確認されているのか、改めてお伺いします

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 新たに活用できる補助金等の活用方法についてのご質問です。

補助金等に関する情報につきましては、基本的に国や県の担当部署から町の担当部署へ補助要綱等の周知や活用の意向確認などがなされているところでございます。

新たな補助金等の創設や補助制度の拡充などについては、国・県におきまして必要に応じて説明会等も開催されており、事業担当課におきましては、既存事業も含め活用できる事業がないかを確認しております。

また、補助金等の種類によりましては、町の複数の課で活用できるものもありますことから、その場合は担当課の間で情報の共有を図っているところでございます。

今後におきましても、国・県からの情報提供や動向に注視しながら、庁内での情報共有を図りつつ、補助制度の積極的な活用を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 特定財源の確保が非常に重要で、情報や動向もこれからも注視して活用していくということですが、新規の事業をする場合には、当たり前特定財源がないか情報収集されていると思っているんですけども、その既存のものに対して新たな補助金制度が創設された場合に、ちょっとたまたま私が問合せしたときに漏れていたというケースがあったので、そこはまたしっかりアンテナを張っていただいて、今後も活用していかれることをお願いしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、1番、溝部議員の一般質問は終わりました。

次に12番、木澤議員の一般質問をお受けします。

○12番（木澤正男君） それでは通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

1点目はマイナ保険証と資格確認書についてです。9月議会でもこの問題については質問をさせていただきましたが、その後、12月2日から新規の健康保険証が発行されなくなりました。政府はこれまでどおりマイナンバーカードに健康保険証を登録したマイナ保険証への一本化を進めようとしています。

しかし、マイナ保険証の利用率は、報道によりますと10月時点で15.67%と非常に低く、10月に行われた衆議院選挙でも健康保険証の存続が大きな争点となり、こうした国民の声を政府も無視できなくなってきたというふうに感じています。

マイナ保険証の利用をやめる登録解除が10月28日から可能になりました。これは厚生労働省が10月9日付で都道府県や健康保険組合などに通知したものです。マイナ保険証はこれまで一旦登録すると解除できませんでしたが、マイナ保険証の使い勝手が悪過ぎて不都合が生じたり国民の不満の声があまりにも大きく、政府としてそう対応せざるを得なくなったものだというふうに私は考えています。

しかし、この登録を解除できるようになったのは国民にとって選択肢が増え、よいことなのですが、そもそも解除ができるようになったことがほとんど知られていなかったり、解除の申請をしてから手続きが完了するまでの時間がかかり過ぎるなど、その間、保険証の取扱いはどうなるのかなど、不安の声があります。

そうしたことから、今回もこうしたマイナ保険証や資格確認書を巡る状況について確認と提案をさせていただきたいと考え質問にあげさせていただきました。

ではまず1点目ですが、マイナ保険証から健康保険証の一体化の登録を解除できるようになりましたが、住民への周知、また問合せや解除の申請件数はどういった状況になっているのか。さらに、解除に係る手続きの期間と、その間の健康保険証の取扱いはどうなるのか、町の対応についてお尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 猪川国保医療課長。

○国保医療課長（猪川恭弘君） おはようございます。それではマイナ保険証と資格確認書につきまして、今、解除ができるようになっての町の対応というのはどういう状況かということのご質問でございます。

現在の斑鳩町の被保険者からの問合せで、現在の状況といたしましては、多いものが「紐づけをしていないがどうしたらいいのか」「マイナンバーカードを持っていないがどうしたらいいのか」といったものが多くございます。

質問者のおっしゃっているように、解除申請により紐づけを解除できるようにはなっておりますが、そうした解除のみについてのお問合せというのは現在のところございません。

なお、現時点でございますが、解除申請につきまして、国民健康保険では3件、後期高齢者医療では2件、提出されておるところでございます。解除までにかかる期間といたしましては、申請されました次の翌月末に解除がされますので、1か月ないし2か月

かかる状況でございます。

その間の保険証の取扱いといたしましては、現時点では令和7年7月までの有効な保険証を発行させていただいておりますので、それをお持ちでない方につきましては、令和7年7月末までの有効な期限で資格確認書を発行することとなってまいります。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） ごめんなさい、課長もうちょっと大きい声で答弁をしてもらえますかね。

あと、周知については解除に係る問合せそのものはないということですが、質問でも申しあげましたように、ほとんど知られていないんじゃないかなというふうに思うんです。現在、町として周知というのはどういうふうにされてるんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 猪川国保医療課長。

○国保医療課長（猪川恭弘君） マイナンバーカードの紐づけ解除に特化した周知というのはいたしておりませんが、町広報を通じまして11月お知らせ号などでマイナンバーカードの取扱い、これからもどういうふうに対応していただいたらいいのかというのを周知をさせていただいているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 引き続き、マイナンバーカード、マイナ保険証につきまして、いろいろ解除のように変わってきている取扱いもありますので、町民の皆さんが正しく理解できるように十分な周知をお願いしておきたいというふうに思います。

では2点目ですが、前回の質問で資格確認書については健康保険証の期限が切れる際に申請をしなくても発行されるということは確認をさせていただきました。

これはマイナ保険証を持っていない方への対応であり、マイナ保険証を持っている方には資格確認書は発行されません。

しかしこの間、全国の自治体の中でマイナ保険証保持の有無にかかわらず、全ての被保険者に資格確認書を発行するという自治体が増えていきます。前回の質問でも明らかになりましたが、マイナンバーカードをそもそも持っていない方や、マイナンバーカードを持っていても健康保険証を登録していない方、また、さらにマイナ保険証を持っていても、そもそもマイナンバーカードの期限が切れていたり紛失してしまっている場合など、被保険者一人ひとりの状況を把握することは非常に困難であり、対応も煩雑になることが予想されます。ですが、最初から被保険者全員に対して資格確認書を発行すれば、そうした困難さが解消されるとともに、被保険者にとっても保険証の空白をつくらない

というメリットがあることから、そのような決断を自治体の判断でされているというふうに思います。

そして、被保険者全員に資格確認書を発行されている自治体をインターネット等で確認すると、京都府では、久御山町、宇治田原町、笠置町、東京では世田谷区、新宿区、また、お隣の大和郡山市もそのような対応をされているとお聞きをしています。

ぜひですね、斑鳩町でも同様の対応すべきだと考えますが、町の見解はいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 猪川国保医療課長。

○国保医療課長（猪川恭弘君） マイナンバーカードを持っておられてもマイナ保険証を紛失した場合や、マイナンバーカードの保険証の期限が切れてしまった場合など、現時点では令和7年7月末までの有効な保険証をお送りさせていただいておりますので、その保険証で対応いただけるというふうには考えておりますが、令和7年8月以降につきましては、マイナ保険証を紛失された場合には、マイナンバーカードの再発行の手続きに係ります期間に対応する形で資格確認書を発行することが可能ですし、また、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた場合には、期限が切れましても3か月経過するまではマイナ保険証が医療機関等で利用可能でございますので、その3か月を経過したタイミングで資格確認書を発行することとなってまいります。

こういったことから資格確認書の発行につきましては、令和7年8月以降は国からの通知にもございますように、マイナ保険証をお持ちでない人について発行することとなってまいりますので、マイナ保険証の保持にかかわらず全被保険者の方に発行することは考えていない状況であります

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、課長がおっしゃいましたように、来年の7月31日までは現在の健康保険証の期限が残っている方がたくさんいらっしゃるというふうに思いますので、実際にこの対応が求められる時期で言うと、それ近くなってきて、どう判断されるのかなということになってこようと思いますので、ぜひ町としてもそれが有効なのかどうかというのを今後やはり検討していただきたいというふうに思うんです。

1問目のところでも関わってくるんですけども、紛失されたり解除の手続きをされたりした場合にですね、現在、健康保険証を持っていればそれで対応できるんですけども、その有効期限が切れて、新たに発行されなくなったとなって、手元に健康保険証がない人の場合ですね、解除や紛失等の再発行などの手続きをすると、その期間が結構かか

るといふふうに聞いているんです。その際に手元に健康保険証がない方に対してはどのような対応になるのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 猪川国保医療課長。

○国保医療課長（猪川恭弘君） 先ほどの答弁のほうでもさせていただいたところは若干ございますが、まず紛失をされた場合については、その紛失によってマイナカードの再発行にかかる期間に対応する形で資格確認書を出させていただくことは可能ですので、そういった取扱いをしてまいりたいと考えておりますが、もう一点の解除されたという場合につきましては、マイナ保険証として使用の意思がないということでございますので、その時点で資格確認書を発行させていただくという取扱いになってまいります。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 分かりました。マイナ保険証が切れてしまっても有効期間が3か月残っているので、それに対応できるというのと、解除の申請された方については、申請があった時点で資格確認書を発行するので空白期間はないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（中川靖広君） 猪川国保医療課長。

○国保医療課長（猪川恭弘君） そのとおりでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 厚生労働省によりますと、マイナ保険証を持っている方に対しても、受診が困難な人については資格確認書の交付を受けることができるというふうになっています。

今ですね、例えば、高齢者の入居施設などではマイナンバーカードというのは個人情報がかぶったものなので、それを預かるという対応はしていないというところが増えていくというふうにお聞きします。

その場合、そのマイナ保険証を作ってしまったらそれを預けることができないので、それをもって病院に連れていってもらえないというような状況も発生し、困っているというお話もお聞きします。そうした場合に現状ですと、マイナ保険証の解除の申請をして資格確認書の交付手続きを行わなければいけません、本人が申請に行けなかったりする状況も多く、こうした点については柔軟な対応が必要だというふうに思います。

こうした解除の手続き等が困難な状況というのは、高齢者施設にかかわらず様々な状況というのが確認できるんですが、これに対して厚生労働省の担当者は「資格確認書の

発行対象を細かく一律に決めているわけではなく、保険者ごとの判断になっている」というふうに回答をされています。

こうしたことから、国民健康保険の場合は町が保険者になりますので、町の判断でマイナ保険証を持っている方に対しても、申請があれば資格確認書を発行することができるというふうに思うんですが、町はこの点についてどのように対応されるのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 猪川国保医療課長。

○国保医療課長（猪川恭弘君） ご質問いただきましたように、保険証をお持ちであっても、マイナ保険証での受診が困難な、高齢者の方や障害をお持ちの方といった方に配慮が必要な方につきましては、申請をいただきますと資格確認書の交付をしまいたいというふうには考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 分かりました。できるだけ柔軟に対応していただきたいというのと、先ほど申しあげました、全ての被保険者に資格確認書を発行するという点についてもですね、やはり様々な被保険者の状況を把握して、それに対応するというふうになると、職員の皆さんのかかる負担というのと、あと費用的な問題についても一律に発行するほうが費用は安くつくんじゃないかなというふうに思うんですが、そのところは町はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 猪川国保医療課長。

○国保医療課長（猪川恭弘君） 現在、全被保険者の方に発行してまいりますほうが、事務的な負担も費用的な負担も大きいというふうに考えております。

そのため、令和7年8月以降につきましては、マイナ保険証をお持ちでない人、また紐づけをされていないといった資格確認書が必要な方には、送付をさせていただくという形で予定をしております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 変わらずの答弁だということなので、これについても今後の状況を見ながらまた検討していただきたいというふうに要望を申しあげて、この質問については終わっておきたいというふうに思います。

そうしたら2点目に移ります。

2点目につきましては、投票所についてということで、2点挙げさせていただいております。

1点目は、投票率向上に向けて期日前投票所を増やしてはどうかという質問です。

ご存じの方もおられるかと思いますが、他の自治体では選挙期間中にショッピングセンターや鉄道駅などに期日前投票所を設置し、買物や通勤の際に投票できる体制を取り、投票率の向上を目指した取組みを行っているところがあります。

近年、投票率の低下が顕著になってきており、有権者への啓発や主権者教育など様々な対策も行われていますが、なかなか改善されません。

また、成人年齢の引下げによってより幅広い有権者の意思を反映できるようになり、大学生に向けては大学内への投票所設置など、日々の生活の移動範囲の中で身近に投票できる環境整備も行われています。

投票に行かない理由としては様々なものが挙げられますが、その中には「投票に行く暇がない」という回答が度々挙げられ、回答の中でも上位を占めているというふうに思います。

もっと技術が進めば、将来的には家にいながらでも投票できるというようなシステムができるのかもしれませんが、私は現時点でできる対策として、先進自治体が行い取り組んでおられるように、町役場だけでなく町内の人が集まるところや人通りの多いところなどに期日前投票所を設置することで、有権者が投票しやすい環境を町がつくっていかないとこのように考え、今回、質問に挙げさせていただきました。

そしてですね、今回この質問をさせていただくにあたり、すでに取り組みを実施されているお隣の大和郡山市の担当職員の方にお話をお聞きしてきました。

大和郡山市では、たしか平成28年頃からおっしゃっていたと思いますが、市内のショッピングセンター2か所、具体的に言いますと、アピタ大和郡山とイオンモール大和郡山の中に期日前投票所を設置し、買物に寄ったときに一緒に投票もできるという投票しやすい環境整備をされています。

お話をお聞きしたときに、残念ながらですね、その期日前投票所の設置をする前と設置の後の状況を比較できるデータがありませんでしたので、残念ながらその検証はできていないんですが、担当者のお話では、「非常に好評で効果のある取組みになっている」とのことでした。

ここ数年の選挙の投票結果のデータをいただけてきましたが、直近の衆議院選挙で見ますと、小選挙区の選挙で期日前投票者の総数が1万8,600人のうち市役所での投票者数が4,652人であるのに対して、アピタでの投票者数が9,250人、イオンでの投票者数が4,698人と、どちらのショッピングセンターの投票所も市役所での投票所の数を超えて、全体のうちショッピングセンターで投票された方が4分の3近く

になっているということです。

こうしたことから、当町でも投票率の向上を目指して実施を検討してはどうかと考えますが、町の見解をお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 松岡選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（松岡洋右君） 商業施設や駅構内に期日前投票所を設けることについてのご質問でございます。

商業施設等への期日前投票所の設置につきましては、投票環境の向上を図る方策の一つであるというふうに考えられているところでございます。

しかしながら、多数の人が往来する中で投票を行うこととなりますことから、投票の秘密等の確保のための対策が必要となること。また、複数の期日前投票所で同時に投票を行うことから、投票所間で選挙人の投票済みの情報を共有するネットワークの構築や、複数の期日前投票所における選挙事務を行うための事務従事者の確保が必要となることなどの課題がございます。

商業施設等における期日前投票所の設置につきましては、こうした課題に対する対応や、町域における期日前投票所へのアクセス性、選挙人の投票行動の現状などを踏まえた上で、投票率、選挙人の利便性の向上に向けて、比較衡量しながら慎重に検討していく必要があるものと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 設置するに当たって、今おっしゃいましたような期日前投票所を複数設置することに対する情報把握のシステムであったり、投票所のスペースの確保であるというそういう課題がある中で、例えば、斑鳩町で言うと万代さんであったりとか駅の自由通路内に設置ができないのかなというふうに思いましたけど、さすがにちょっとスペース的な問題もあるのと、そのシステムの構築という点で現状もうすでに出来上がってしまっている建物にさらにそういうシステムを組み込んでいくことの困難さというのは分かりますので、それは条件があるかないかは今後また検討していただきたいなというふうに思うんですけども、この質問をさせていただく際に思ったのは、今後、今、法隆寺駅の南側の地区に西和医療センターが8年後を目途に建設される予定で、それに合わせて町もその南側の土地について有効活用していこうというふうにいるいろいろな模索をされている状況です。

そこに例えば、ショッピングセンターなり総合的な施設ができるときに、すでにそういうシステムを組み込めるような設計をしておけば、のちのち有効活用できるのではな

いかなというふうに考えますので、今現存の施設で対応できないとしても、将来的にやはり投票率を向上するという観点から、ぜひこういった今後の計画の中にこれも組み込めるかどうか検討していただきたいなというふうに思いますので、これは要望しておきます。そうしましたら、1点目につきましては、終わりました、次、2点目ですね、2点目につきましては、1点目とちょっと趣旨は変わりますが、今回、投票所について質問をさせていただこうと思ったときに、以前からの課題であった紅葉ヶ丘自治会集会所、第三投票所になると思うんですけども、この問題についても議論しておきたいと思い項目にあげさせていただきました。

この件についてはもう20年ほど前になりますが、平成16年12月議会でも一般質問をさせていただいております。

この投票所については、もうそれ以前から問題指摘がされていましたが、現地が非常にきつい坂になっており、特に高齢者や身体障害者の方には投票しづらい条件になっています。

当時、私もその投票所を利用される方からお話をお聞きしたんですが、その方はお年寄り、お母さんに付き添って投票しに行くということで、そのお母さんは車椅子に乗っておられる方なんですけども、それを娘さんが押して投票に行く。その娘さんといっても当時、50代、60代の方で、車椅子を押して登れないという状況があって、非常にそれぐらいきつい坂であるということや、また当時、投票所になってる集会所がかなり老朽化をしてきているということや、壁にひびがあったりふすまの開け閉めがしづらくなるというぐらい傾いてきているということや、安全性にも問題があるんやというお話をお聞きしました。

建物自体の問題につきましては、その後、バリアフリー化されたり老朽化対策は行われているので安全性については問題なくなっているのかなというふうに思うんですが、やはり坂になっていて投票所に行きにくいという問題は現在も変わっていないというふうに思うんです。

当時はですね、まだ地域交流館の建設計画やその構想自体がそもそもなかったもので、別の投票所に移すというようなことの対応が非常に難しいということで、当時、プレハブを建てて簡易な投票所を設置してはどうかというような議論なんかもさせていただきましたが、費用的な問題もありまして町としてはなかなか対応できないという答弁でありました。

それからもうすでに20年経ってしまいましたが、今般、龍田西地区地域交流館が建

設完了しましたので、今後、そこを新たな投票所として利用することが検討できる条件ができたというふうに思うんです。

今回、改めて町の見解をお尋ねしておきたいと思いますので、答弁よろしく願いいたします。

○議長（中川靖広君） 松岡選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（松岡洋右君） 龍田西地区地域交流館の投票所の指定に関するご質問でございます。

本年7月から供用を開始いたしました本地域交流館の整備に当たりましては、かねてから周辺自治会の皆様とも意見交換を行ってきたところであります。

これに併せまして投票所として活用していくことについてもご意見を伺ってまいりました。その中では、投票所へのアプローチ、バリアフリーへの対応や投票スペースの確保のしやすさなどの観点から、周辺自治会からは特に問題なく好意的・肯定的な意見をいただいているところでございます。

こうした中で、現在、龍田西地区地域交流館を第3投票所として指定することについて具体的な検討を進めているところでございます。

また、当該施設の立地の関係から併せて投票区を変更する必要がございます。できるだけ選挙人の混乱が生じることのないよう、自治会のエリア、字、番地等を目安としながら変更案の取りまとめを行っているところでございます。

なお、変更案の詳細につきましては、本定例会における総務常任委員会におきまして報告をさせていただく予定としてございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 分かりました。もうすでに地元の自治会等などとも話をしているということなので、この間、総務委員会などでもそうした報告がなかったのになんかどうなっているのかなというふうに思っていました。今お話を聞いて安心いたしました。

担当の総務常任委員会で報告をいただけるということなので、そちらの報告を受けてまた審議させていただきたいというふうに思います。なので、この質問については以上で終わっておきます。

そしたら次の質問に移ります。

3点目は可燃ごみ、生ごみの戸別収集化についてです。

この問題については、6月議会でも取り上げ、幾つかの点について町の基本的な考え方をお尋ねしてきました。

基本的に私は今回の可燃ごみ、生ごみの戸別収集を実施する方針については、総合的に考えて町民にとってプラスになるものだと考えているので賛成です。なので、この施策については前向きに進めていきたいというふうに思っています。

そしてですね、この取組みを通じて生ごみ等の分別がより進んで経費の面でもきちんと効果を出せるようにしていく必要があると考えています。そのため今後も必要に応じて疑問点や改善すべきだと感じる点があれば、随時、こうした質問を行っていかうと考えていますが、今回はですね、9月の厚生常任委員会で町が今後の方針について報告をされた際に感じた疑問点について、取り上げさせていただきました。

来年4月からモデル事業が始まりますが、戸別収集を選択した世帯に対し、生ごみの収集については水切りバケツを配布するとのことですが、可燃ごみのカラスや猫対策についてはどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 東浦環境対策課長。

○環境対策課長（東浦寿也君） 現在、戸別収集モデル事業候補地域であります自治会のほうに説明をさせていただいております内容といたしましては、議員の方がおっしゃいますようにバケツなどの容器に生ごみを直接入れていただき、容器内の生ごみのみを回収をさせていただく形であり、そのバケツについて生ごみ分別回収モデル事業に参加いただく際に配布をさせていただいておりますバケツを配布させていただく予定で進めているところでございます。

この配布をさせていただくバケツなどをご利用いただき、可燃ごみと分別をし排出をいただくことで、可燃ごみのカラス等対策の必要はほぼなくなるものと考えております。

しかしながら、全ての世帯で生ごみを分別をしていただくことは難しいものであることも認識をしておるところでございます。そのため、生ごみを分別されずに可燃ごみとして排出をされる場合、カラス等の対策は必要でありますことから、各世帯において対応を講じていただくか、もしくはこれまでどおり地域の集積所に排出いただくよう戸別収集とステーション方式の併用型によるモデル事業とさせていただいたところがございます。

また、生ごみの容器回収による生ごみ分別バケツの洗浄等の懸念や、収集作業員の負担の軽減対策といたしまして、生ごみ分別回収集積所の拡充・充実に向け、自治会でも並行して協議を進め、生ごみ分別排出の利便性を高め、資源化率の向上及び処理費の削

減に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても戸別収集モデル事業を実施する中で、実際に排出をいただく住民の皆さんへのアンケート調査や、個別及び集積所の排出状況などを調査いたしまして、戸別収集全町実施に向け、最終的な実施方法について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 9月の報告を聞いていても、今、答弁を聞かせただいてもですね、私ちょっと違うなというふうに感じる点があるんです。

分別して、生ごみをその可燃ごみに入れなくなってもカラスや猫って荒らすんですよ、臭いがついてたりすると。特に、その切り替えの段階で戸別収集の方を選択して家の前に出されて、そのごみを荒らされてしまうと、もう結局やめたというふうになってしまわないのかなという懸念があるんです。

そうした際に、可燃ごみに対するカラス猫対策を個々の家庭で対策してくださいというふうにすると、それが負担になって進まなくなるんじゃないかなという懸念を私は持っているんです。

例えばですね、これまで町がステーションのところに要望があればネットをお渡しして、それでカラス・猫対策をしていただいていたというふうに思うんですが、それだけじゃないんですけど。そのように今後も対応することができないかなというふうに思うんですが、それはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 東浦環境対策課長。

○環境対策課長（東浦寿也君） このモデル事業の説明におきまして、カラス等の対策のため、先ほど議員がおっしゃいましたように、現在の集積所のカラス対策用としてネットをお配りしておりますが、そのネットを各世帯のほうに希望があれば配っていただけるとのこと、そういったお声も確かにございました。

しかしながら、町といたしましては、町からお渡しする容器などを利用して生ごみの分別を排出いただくということで、議員がおっしゃいます可燃ごみに臭いがついていればカラス等は来るということでございますけれども、そういった状況もモデル事業を見る中では、状況を見てみたいと考えております。

また、そういうおそれがある場合は、生ごみを分別いただいて、可燃ごみを分別した後の可燃ごみのみを集積所に出していただく、そういったことも可能でございますので、最終的にはモデル事業の状況を見ながら、最終的な形を考えてまいりたいというふうに

考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 要はこの戸別収集化については、ひとつはより生ごみの分別が進めば、それはそれでいいと思うんです、やり方はいろいろあると思いますけど。

それと、やはり集積所まで持っていけない方に対しての対応という点もありますので、やはりその個別の自分の家に出されるごみに対する荒らされる対策というのはぜひ必要なものだというふうに考えますので、検討していただきたいというふうに思うんです。

今の課長の答弁を聞いてると、モデル事業を始めるときは一旦それでスタートするけど、必ずそれで今後、考えないということではないよという答弁だったかないうふうに思いますので、モデル事業を進めていただく中でですね、やはり町民の皆さんの声に応じて、そうした対策が私は必要だと思いますので、今後、モデル事業を通じてその検討を行っていただきたいというふうに思いますので、この質問については、今の時点ではもう結論は出ないと思いますので、終わっておきます。

そしたら次、4点目の質問に移ります。

4点目は、2025大阪・関西万博についてです。

この件については、今年の6月議会でも一般質問させていただきました。2025大阪・関西万博については、来年の4月から開催が予定されていますが、今回の万博には様々な問題が指摘をされています。

会場建設費の度重なる増加や各国のパビリオン、展示館の建設の遅れにより十分な展示が見られない可能性があること。また、IRカジノ誘致ありきの会場設定で、インフラ整備に税金を投入するために夢洲を万博会場にしたという背景もあり、今年の3月には、会場の建設現場で地下から出ていたメタンガスに火がついて爆発が起こるなど会場の安全性が疑われています。

こうした中、大阪の吉村知事が大阪府内の学校生徒児童を無料で招待することとしたことから、その影響が近隣にも広がっており、奈良県でも今年2月の県議会で1億7千万円の予算を組み、大阪府と同様の取組みを進めようとしています。

そのことについて6月議会で質問した際の町の答弁では、「現時点では当町の学校・園に対して、大阪府また奈良県から大阪・関西万博への招待の案内等は受けていない状況、説明もまだ何もありません」という答弁であったというふうに思います。

その後、県から県内の小・中学校に対して万博への参加意向調査アンケートが行われています。

その結果がどうであったのかというのと、前ははまだ県から何も説明がありませんでしたと、ないですと言っていたのが、その後どんな説明があったのか、その点について、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 大阪・関西万博子ども招待事業に係ります意向調査及び子ども招待事業の内容に関するご質問でございます。

今回、行われた意向調査につきましては、奈良県から各学校に対しまして、現時点での万博への来場意向の把握等を目的として、本年8月から9月にかけて実施をされたものでございます。本意向調査に対する本町の学校の回答内容についてでございますが、子ども招待事業の利用予定につきましては、3小学校と2中学校のいずれも「検討中」として回答をさせていただいているところでございます。

また、意向調査の実施に当たりましては、動画配信により奈良県のほうから子ども招待事業に関する助成制度の内容、会場、アクセス、スケジュール等について説明があったというところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 説明のあった内容については今、詳しくは聞きませんが一定の説明があったということですね。

回答については検討中ですということなんですけども、今後ですね、前回の答弁の中で、最終的に決定するのは学校だというふうにおっしゃっていて、それを私も別にそれでいいと思うんです、決定するのは学校だと。

ただですね、学校が仮に行くというふうに決定をした際にですね、これはもうクラス単位、学年単位での参加になるかというふうに思うんですが、以前の質問でも言いましたが、会場とかいろいろな不安要素があって、行かせたくない考える保護者もおられるかと思うんですが、そうした状況があることから、学校クラス単位ではなく、個人・家庭単位での対応はできないのかということで前回は申しあげたんですが、その点についてはどうなのかという点と、あと、参加させたくない考える家庭の対応については、町としてどのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） ご質問の奈良県が実施をいたします、大阪・関西万博子ども招待事業につきましては、その対象として県内の小・中学生、高校生の校外学習に係る万博会場入場料を県が全額助成するものとなっております。

については、個人・家庭単位での参加については、県の制度としては助成対象外とされているところがございます。

なお、仮に当町の学校のほうで校外学習として実施をすることとなりましたら、全員参加が基本的な考え方というふうにはなってまいりますが、家庭の事情等により参加されない場合などにおきましては、参加を強制するものではないというふうにご考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 強制するものではないということで、その対応なんですけれども、そうすると当日、欠席をすることになります。それは出席扱いではなく欠席扱いになってしまうのか、それとも欠席扱いにはしないという対応なのか、そこはどうなんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） ご質問の家庭の事情等で校外学習には参加されないけれども、当日、学校へは出席したいというような意向がある児童・生徒がいた場合につきましては、学校内で課題等の学習活動を行うことが可能かどうかなどを確認をさせていただきながら、その対応を検討してまいりたいと、そのように考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 分かりました。ぜひ検討していただきたいと思います。柔軟に対応いただける答弁が出てきてよかったなというふうに思います。

そうしましたら、次3点目ですが、これは先ほども言いましたように決定するのは学校ですけど、町としてどのように考えているのか。

万博会場の夢洲ですね、先ほど言いましたガス爆発であったり、有毒ガスが発生しているとか、地震が起こった際の避難ルートの問題であるとか、あと非常に混雑が心配されますので、そうした中、様々な問題がある中で、町は会場についての安全性はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 大阪・関西万博の会場の安全性に関するご質問でございます。

日本国際博覧会協会では、博覧会の開催期間中に発生する災害から来場者や博覧会に関わる全ての参加者及び勤務者の安全を確保するとともに、全ての来場者が安心して訪れることができる博覧会を実現するため、防災実施計画を作成されており、公式ホーム

ページでも公表されております。

また、メタンガス等に関する会期中の安全対策につきましても、同ホームページで公表されておまして、大阪・関西万博の開催に当たり一定の対策を講じられているということにつきましては、町としても承知をしていると、現在そういう状況でございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 主催者側が安全対策はしてますよという説明をしていることは私も知っています。

ただ、それを見た上で、町としてそこが安全だという判断、認識を持っているのか、その点について、教育長お答えいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 町として把握しているのかというご質問なんですけども、先ほど次長が答弁させていただきましたように、万博博覧会において災害防止計画等も策定公表されているところです。これは議員も今、お述べのとおり。

そういった安全対策が一定、講じられているということは町としても認識しているところでございます。これも先ほど、議員お述べのように修学旅行でございましたり、校外学習といいます学校行事を含む教育課程の編成権につきましては、これは学校にございます。

したがって、ただ学校にそういう権利があるからといって任せ切りではなくて、全ての学校行事等におきまして、実施する際にはその教育的効果が、どのような教育効果があるのか、また児童生徒の安全管理を確保するために日頃からどうすべきか、計画性も含めまして周知徹底を図っているところでございます。

したがって、学校から大阪・関西万博の安全につきまして相談があった場合につきましては、これらの点を説明しながら丁寧に対応していく必要があると。その際、保護者との連携、連絡も密にする必要があると、そのように認識しています。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 分かりました。明言は避けられましたが、柔軟に対応していこうと考えていただいているのはよく分かりました。学校のほうからですね、現場に調査には行かれてるんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 現場のほうにはですね、これは現地に行くには許可が要るんです。

この許可につきましても、県の義務教育課それから知事公室の万博推進室等を通してどのような形で申し込むのがいいのか等も、こちらのほうからも質問をさせてもらっているところです。ただ、これにつきましては国のほうから正確な情報も出てきてないところがございます。

その背景の中で進まないのは何かと言いましたら、今は大阪府の吉村知事のほうが発言もされて撤回はされておるんですけども、当初は下見に行きます、下見に行った学校が中止をした場合は、その下見に要した費用は全部、いただきますよということでしたので、学校が行けない状況もあったんですけども、これについても知事公室のほうに私のほうから義務教育課を通して話をさせていただいたところです。

そういった声も大きくあったこともあってか、新聞等ではそれは撤回されたという報道は聞いているところがございます。ですからまだ斑鳩町として、そういう手続きは踏んではおりません。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） その報道については私も承知しています。何ということをするのかなというふうに思ってたんですけども、費用負担の問題は別にしても、現地調査は必ず必要だというふうに思いますので、この点についてはぬかりのないようお願いをしておきます。そうしましたら以上でこの質問については終わります。

そしたら次の5点目の質問です。

5点目は小・中学校のトイレについてということで挙げさせていただいております。

9月28日に町主催の子育てタウンミーティングが開催されました。子育て世代の方が多数参加され、町長も出席されてるということもあり、参加者からたくさんの意見や質問がなされていきました。

以前に開催された際にも私は出席をさせていただいたんですが、今回、参加者ほぼ全員が何らかの形で発言され、以前にも増して、皆さん非常に熱心に斑鳩町の子育て施策であったり、子育て環境等に関心を持って参画しようとしてくれているんだなと強く感じました。非常によい取組みになっているというふうに思っています。

当日、本当に様々な意見や要望が出されたので、私もできる限り今後、議会の質問等で取り上げて町政に反映していけたらなというふうに思っていますが、今回その中でも対応が急がれるものについて、このように取り上げさせていただきました。

当日は斑鳩小学校のトイレのことを指摘されていたかというふうに思うんですが、当日参加された保護者の方から、「お子さんが通っている学校のトイレが使えない状態に

なっているので、改善してほしい」という要望が出されていきました。

出席していた町の職員からは、「早急に調査する」と回答がなされていたかと思いますが、その後、タウンミーティングが終わった後にですね、教育委員会のほうでトイレの状態について調査を進めていただいているというお話はお聞きをしていましたが、その後、その調査が結局どうなったのか、改修等のめどがいつ頃になるのか、また予算的にはどうなのかという点について進展がなく、保護者の心配と子どもたちがトイレを問題なく使えているのかどうかという点が非常に気になりますので、今回、改めてきちんと質問させていただこうと思ひまして、このように一般質問で取り上げさせていただきました。

質問の内容につきましては、斑鳩小学校だけじゃなくて町内の小・中学校全てのトイレについて、どのような状態になっているのか確認をさせていただきたいと思ひます。

では、1点目よろしくお願ひします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） ご質問いただいております現在の町立小・中学校の校舎におけます児童・生徒が利用するトイレの設置状況、また使用状況に関しましてお答えをさせていただきます。

まず、斑鳩小学校ではトイレが12か所ございまして、大便器が63基、小便器が42基、手洗い場が27か所ございまして、そのうち使用できない状況となっておりますのは、大便器が7基、手洗い場が2か所ございまして。

次に、斑鳩西小学校はトイレが15か所ございまして、大便器が61基、小便器が42基、手洗い場が43か所ございまして、そのうち使用できないものは現在ございません。

次に、斑鳩東小学校でございまして、トイレが13か所ございまして、大便器が69基、小便器が36基、手洗い場が37か所ございまして、そのうち同じく使用できない箇所というのはございません。

次に、斑鳩中学校でございまして、トイレが19か所ございまして、大便器が69基、小便器が57基、手洗い場が40か所ございまして、そのうち同じく使用できないという箇所はないという状況でございまして。

最後に斑鳩南中学校でございまして、トイレが15か所ございまして、大便器が48基、小便器が30基、手洗い場が27か所ございまして、そのうち使用できない状況となっておりますのが、大便器が1基、手洗い場が1か所となっております。合計をいたしますと現在の町立小・中学校の校舎におけます児童・生徒が利用するトイレのうち使用でき

ない状況となっておりますのは、大便器が8基、手洗い場が3か所、このような状況になっております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 調査ありがとうございました。特に斑鳩小学校ですね、大便器で7と手洗い場が2ということですが、1か所のそのトイレにかたまってということではないですね。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） かたまっているわけではなくて、トイレ数か所に分散をしているということで確認をしております

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうしましたら、よほどじゃないとトイレに行けない状態ではないというふうには確認できると思うんですが、そうは言いながらも、やはり使えない部分については、早急に改修等が必要だと思いますが、この点については町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） ただいまご答弁させていただきました使用できない状況となっております大便器及び手洗い場につきましては、主に配管の詰まり等が原因となっております。

については、今年度中での修繕に向けまして、今現在、準備を進めているところでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） できるだけ早い段階で対応いただけるようお願いをしておきます。

また、保護者の方もタウンミーティングで言ったことに対して、町の動きが見えないと不安になっているというふうに思いますので、もし連絡が取れるようでしたら、町の対応についても、こういうふうに検討しますよという情報提供をやはりしてあげるべきかなというふうに思いますし、あえて私が今回、質問させていただいたのは、そのことをちゃんと議会でも取り上げて、「検討してますよ」ということを分かっていたらばというふうに思いましたので、それについてはまた議会だよりなんかでお知らせもさせていただこうと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきますありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

10時30分まで休憩します。

（ 午前10時14分 休憩 ）

（ 午前10時30分 再開 ）

○議長（中川靖広君） 再開します。

次に、5番、伴議員の一般質問をお受けします。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 皆さんこんにちは。一般質問をする前に、昨晚、私の工場のもう本当の近くのところで火災があり、貴い命が、お二人の命が失われたと、そういうように。

また、私が聞いたところでは、まだ誰かというのは判明していないと、たぶん、私が子どものときから非常に親しくさせていただいた方が亡くなられたと違うかと、謹んで御冥福をお祈りしたいと思いますので、質問の前に。

これから、一般質問、議長の許可を得ましたのでさせていただきます。

まず、上水道の県域一体化による上下水道事業への影響についてということで、まず、水道事業のほうからひとつ目、質問させていただきますが、広域企業団に参加することに伴う影響ということで通告書を出させていただきました。

私、いろいろな話を住民さんのほうから、「不安というより分からない」というような形で耳にさせていただいております。

そこで、二つ絞って質問いたします。三井浄水場は町のものなのか、県のものなのか、その中のものも含めどうなっていくのだろうと。住民の財産としてどうなるんやろうと。

それともうひとつは、今までだったらすぐに漏水とかいう形で対応、町のほうに電話すれば「分かりました。すぐ行かせてもらいますわ」という形でできていただいたのが、企業団になると、今までどおり行くんやろうかと。この2点が非常に多い。

これについてどういう形になっていくのか、今、分かる範囲でお答え願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 水道事業が奈良県広域水道企業団に移管されることに伴う三井浄水場施設及び体制についてのご質問でございます。

最初に、三井浄水場施設についてでございます。現在、三井浄水場には庁舎、配水池、法隆寺カントリークラブに送水するポンプ施設、奈良県の浄水場からの送水に当たり必要となる計装機器ヤードが残存しております。そのうち奈良県広域水道企業団に資産と

して引き継ぐものは、配水池、ポンプ施設、計装機器及びその敷地でございます。

庁舎と残りの敷地につきましては斑鳩町の資産となり、今後、町において利活用してまいります。奈良県広域水道企業団の事務所につきましては、統合後、当分の間は構成団体の事務所とし、統合10年後、令和16年度を目途に拠点化が図られることとなりますので、三井浄水場内の庁舎の一部を（仮称）奈良県広域水道企業団斑鳩事務所として使用されることとなります。

次に、奈良県広域企業団になる4月以降の漏水等の対応についてのご質問でございます。

奈良県広域水道企業団基本計画によりますと、企業団設立の当初は、構成団体に従事する現行の職員数を確保し、順次、業務の標準化、効率化等を図りながら、組織の改編に合わせて適正な規模を目指すこととし、その方針を令和7年度に整理することとなっております。当分の間は斑鳩町の職員が奈良県広域水道企業団へ出向し、現行と同じ体制で水道事業を実施してまいります。また、漏水等の対応につきましては、小規模な漏水は斑鳩町事務所内で対応し、大規模になりますと、郡内の企業団職員の応援や本部からの支援を受けて対応することとなっております。

いずれにいたしましても、多様な水道事業の課題に広域で連携し、住民の皆様に安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給することを目的に設立される奈良県広域水道企業団の体制強化に向けて、本町も協力連携してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今の回答で、庁舎と残りの敷地は斑鳩町の資産に残っていくというような回答をいただき、また漏水についても、今までどおり迅速に対応していただけると、そういう形で私は捉えさせていただきます。

やはり非常に単純ですが、これどないなるんやろうかというような思い。この企業団自身に入っていくことについて、当町はプラス面、マイナス面、やはりあると思うんですが、当町だけが企業団に、ほかもちょっとは抜けておられるところは基礎自治体であります。この近隣を見ますと、全部ほとんど入られてる、郡内も全部、入られると。

その中で、当町だけが残される、そういう判断をされずに、こういう形で進めていられることに対して、私は非常に理解はしております。やはりそっちのほうが不安になりますし、今後、修理等いろいろな形が更新、いろいろ絡んでくる、そういうようなことが考えられますので、これはこれで今分かりましたので、そういう形でまた住民さんか

ら問合せ等、私のほうにありましたら、そういうふうにお答えさせていただきます。

それと次に、この企業団に加入することについて、下水道のほうはどうなるんだろうと。これも正直言って、水道料金とリンクさせるといいますか、水道をえろう使ったら、下水道もそれに対してなっていくような計算方式でぱっと入ってくる。下水道の使用料、下水道を今、使っておられるのは公共ですよ、使っておられるところに対してですけど、それに対してどうなるんだろうと。

また、今まで工事がまだされてないという、今後、更新、将来についての今、設置されたところも更新というものがあるんだけど、道路をめぐって水道工事された、そして、それからすぐに暇なくまた次、下水道をとというようなことにならんやろうかと。無駄というものが生じないだろうかと、違う団体になったらそういうことがあり得ないんだろうかというような声もよく聞きます。

このあたりについて、お答えよろしく申し上げます。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 水道事業が奈良県広域水道企業団に引き継がれることに伴う下水道事業への影響についてのご質問でございます。

最初に、下水道使用料の徴収についてでございます。

現在、下水道使用料は斑鳩町の水道事業に徴収業務を委託し、水道料金の徴収に合わせて下水道使用料を徴収いたしております。来年4月に水道事業が奈良県広域水道企業団に移行されましても、町から奈良県広域水道企業団に下水道使用料の徴収事務を委託することとしており、現在と変わらず、水道料金の請求に合わせて町の下水道使用料を徴収させていただくこととなります。

次に、公共下水道の整備に係る影響でございます。

公共下水道の整備では、下水道管の埋設に当たり、他の埋設管が支障となる場合には、支障となる埋設管の管理者に移設費用を下水道事業者が負担し工事を進めております。

水道管が支障となる場合には、現在、町の水道事業者に水道管の移設を依頼し、公共補償基準要綱に基づいて算出した移設費用を負担しております。来年4月以降は、水道の管理者が奈良県広域水道企業団になりますが、手続き及び費用負担については変わりなく、現在と同様に工事が実施できることを確認いたしております。

今後は、公共下水道事業の推進に向けて、奈良県広域水道企業団と連携・協議してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今、回答で私が不安に思い、また住民さんからよく聞くこの2点について、下水道の使用料についても現在、町の水道を使ってきたと同じような形で徴収していただくというような方式は一切、私らからしたら同じような形でいくと。

また、工事について無駄が出るんじゃないかということについても、そういうことでリンクをさせて同じような形で進めて、それに対する変化というのはないというように捉えさせていただきましたので、そういう形でよろしくお願ひしたいと思います。

では次の質問に入らせていただきます。

斑鳩町の未来に向けたまちづくりについてという題で、正直いうてパークウェイの延伸工事が今現在も進められております。その沿道の在り方というのが非常にうちのまちづくりについて大きな課題ではなく、楽しみ、そういう形に私自身は捉えております。

まず言いますと結局、県道の斑鳩大和高田線までいきますと、やはりバイパスの交通量はぐんと増えてくると。そうなってくると、やはり沿道サービスというのも非常に今まで非常にちょっと本当に少し角のところにコンビニができましたけど、非常に今のところそういう形になってない。

また、他のバイパス、他の地区の近隣でもバイパスを見ますと、沿道サービスというのが盛んに行われて、これはやはり非常に車社会になって非常に買物等、僕はいつも思うんですけど、コンビニ、銀行、ファミレス、こういうような店舗が増えてにぎやかなひとつの沿道に、ゾーンとしてなっていくんじゃないかなと、そういうことを期待しています。

また、駅の南側の辺りにもこれ、今後、非常に影響してくると。間違えました、北側にも影響してくるんじゃないかなと、このように思うんですが、このあたり、町はどのようなイメージを持っておられるのかをお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） いかるがパークウェイへの延伸後の沿道の在り方についてのご質問でございます。

いかるがパークウェイの現在の状況でございますが、現在、供用開始区間の東側であります小吉田交差点から県道大和高田斑鳩線までの五百井興留区間について、道路や調整池等の築造工事が進められているところでございます。

当該箇所のうち小吉田交差点から東へ約400メートル先の町道417号線までの間の農地が広がる区域は市街化調整区域であり、市街化を抑制するため基本的に建築を行

うことが制限されております。このため建築可能なものは農家用住宅や休憩所機能を備えたコンビニエンスストアなどに限られます。

一方、町道417号線より東側の県道大和高田東側の県道大和高田斑鳩線までは市街化区域、すなわち優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域となっており、主に住居の立地が想定された第一種住居地域という都市計画上の地域に指定しております。

しかしながら、これらの都市計画が決定された時期から一定期間が経過し、地権者や地元の皆様の意向、また交通形態も大きく変化しているものと思われ、より効果的な土地利用も在り方も再検討が必要でございます。

一方で、西和医療センターやJR法隆寺駅南側地区のまちづくりを進めるため、様々な都市計画法上の手続きや、適正な施設立地を促進するような計画も必要となってきております。

このことから、この機会にいかるがパークウェイ沿道も含めた町全体の発展の在り方について、地元の皆様や各審議会等にご意見を賜りながら、改めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今のお答えの最後ですね、「改めてまたいろいろ住民の声、また審議会の声を聞き、そして柔軟にある面、考えていきたい」と。

一定の基準というのは分かります。今までの縛りとまちづくりの縛りと、都市計画です、分かりますが、やはりこのバイパスというのは人の動きを非常に変えていくものです。もう別に今、産業・商業の話をしてますが、災害時においても何についても非常に大きなものです。それを新たに今現在の声を聞いて柔軟に対応していただきたいと。

そして活性化のまちづくりと、今、非常に自然を感じられるゾーンであったり住居を感じられるゾーンになっております。これから先、県道にあたるまでのゾーンというのは、よく聞くのは、やはりそういうような商業施設こういうのがあったらなど。

特に、銀行なんかちょっと不便になってると、法隆寺の付近がちょっと駅前ところが不便になってるという声も聞きます。そういう形で皆さんが、私たちが生活しやすいように柔軟に考えて、都市計画を柔軟に見直していただければと思っております。

続きまして、今回二つ目に挙げさせていただきました西和医療センター誘致、大和川遊水地、今言いました、いかるがパークウェイへの延伸、これを一つひとつ、1足す1足す1の3にせず5であったり10であったりとするようなまちづくりをしていただきたいと、私は思っております。

やはりこういうような形で斑鳩は大きく、だから残すところは残す、いつも私、話をさせていただいてここで喋らせていただいています。守るものは守り、変えるところは変えていく、そういうようなまちづくりをお願いしたいなと思っておるんですが、これは大きな、それからまたこれは非常に続けてずっときておりますので、この辺りの各事業の整備効果、その辺りは町はどう思っておられるのか、お伺いしたいと思います、よろしくをお願いします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 西和医療センター移転と遊水地、いかるがパークウェイの延伸、それぞれの事業の整備効果についてでございます。

西和医療センターの移転についてでございますが、奈良県北西部地域の中核病院となる西和医療センターの老朽化に伴う移転再整備について、昨年12月にJR法隆寺駅南側地区が移転候補地となることに決定され、現在、県において新西和医療センターの整備基本計画の策定に取り組まれております。

新西和医療センターが整備されることで、町内のみならず西和7町地域の医療体制の充実と医療サービスの向上が期待されます。

また、町が計画しておりますJR法隆寺駅南側地区まちづくり整備事業を進めることで、地域の皆様の生活利便性や快適性の向上が期待されるものと考えております。

次に、国において進められている遊水地も、施設の底面をオープンスペースとして活用することで、斑鳩町のにぎわい増進に効果をもたらすと期待いたしております。スポーツ施設、公園、広場などの先進事例を参考に他の都市基盤整備と連携し、さらに計画の実現には民間企業の活力の活用も含めた方法も検討材料のひとつにするなど、魅力ある計画を推進したいと考えております。

次に、いかるがパークウェイの整備については、現在、国において供用開始区域より東側への延伸整備を鋭意推進されているところでございます。県道大和高田斑鳩線に接続されることで、国道25号三室交差点から県道までの新たな路線が形成されることとなり、国道25号の渋滞緩和のみならず、災害発生時の緊急輸送路や避難路としての道路ネットワークについても強化が図られるものと考えております。

さらには利便性と交通量の増加から、沿道の利活用についても期待がされるところでございます。

現在、国・県・町の各事業が時期を同じくして進められており、また同時期に完成あるいは部分供用をされる予定でございます。いかるがパークウェイにより東西を結ぶ交

通網がより充実し、遊水地の底面利用により住民が集いJR法隆寺駅南側地区のまちづくりによるにぎわい、また、それぞれを行き交う人々の流れにより地域全体のさらなる活性化が図られるものと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 私の思ってる、ほとんど同じイメージで町も捉えていただき、これからのまちづくりを進めていただくということで、今、同時期にこの事業が重ね合ってくるというような答弁がありました。本当にこういうことというのは非常に珍しいと思うんです。

やはりなかなか時期がずれると、時代が変わると、またそこで非常に難しい。だから同時期に来るということは本当に相乗効果が出てくる。こういうような事業になると。

そして今、国・県の話をしました、町としてもいかるがホール付近、この間、委員会でも説明を受けました。やはりその辺の部分も非常ににぎわいのあるものにしようと町は思っておられる。これについても非常にすごく大きなものになると思うんですね。

その辺り、今度は町長のほうからこの辺りの今の同時に、本当に水門の水が、水門が開いたときのようにダムのように事業が入ってきてると、これについてまちづくりについて、ひとつよろしくをお願いします

○議長（中川靖広君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 今、議員が言われるとおりでございまして、先ほども部長のほうから西和医療センターの建設、また大和川遊水地、またパークウェイへの進捗度について、その効果について説明をさせていただいたところでございます。

このような大きな事業が進むことによって、町民に対しての利便性の向上、また町の経済活性化ということで、本当に大きな起爆剤となってくるものということで捉えているところでございます。

町といたしましても、この大きな流れというものを斑鳩町の将来にとって大きな、大変重要なステップであるというふうに捉えているところでございます。

これからまたですね、国・県共にですね、また民間業者とも力を合わせながら斑鳩町の発展のために進めていきたいというふうに考えているところでございます。

そして、町のまちづくりの中でもうたわれております誰もが住み続けたい、住んでみたい、また訪れたいと思える、そのような活力あるまた魅力あるまちづくりというものを、職員と一丸となって取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今、町長から答弁をいただきました。もう本当にその思い、強い思いを今、私は感じさせていただきましたが、やはりここに住みたいなど、住んでよかったのはもちろんですが、住みたいなど、住み続けてというような、ええところに、また東京都に行きましてもええところに住んで。今までからも言っていたいております。

私、東京へ出張に行ったときも、「どこから来はりましたか」「奈良の斑鳩ですね」と。「あ、斑鳩の里ですか。ええところに住んであります」「そうでっか。おおきに」というような話をよく、得意先、またいろいろ訪れたところで話をする。非常にうれしいことなんです、やはり。やはりいいところというようなイメージ、それをなお一層、この時代に子や孫に対してこういうのを残すと。やはり人というのは常にバトン、リレーじゃないですけど、次の世代、次の世代にバトンを渡していくものだと私は思います。やはりそのいいバトンを次の世代に渡す。その仕事が私たちの今の課題だと思っておりますので、そのところを肝に銘じて、今後ともよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（中川靖広君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

次に4番、小城議員の一般質問をお受けします。

4番、小城議員。

○4番（小城世督君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まずひとつ目、多子世帯における軽減措置制度の拡充についてというところで、これにつきましては、6月の一般質問の際にも同様の質問をさせていただいたんですけども、質問内容、回答等は重複する部分があると思いますがお許してください。

まず、今回これをした経緯といたしましては、同時在園児の4分の1を無償化にするという議案があがってきましてですね、再度、その考え方と内容について質問、保育料の軽減措置の拡充についてお伺いしたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 保育料の軽減措置の拡充についてのご質問でございます。

斑鳩町では子育て支援の充実を図るため、町独自の三つの軽減策を組み合わせることで保護者負担を軽減しております。

まず、全ての入所児童の保育料について、国基準額から80%に軽減しており、令和2年に従来の85%から80%に軽減額を拡大しております。

次に、斑鳩町の保育料は保護者の所得にきめ細やかな配慮を行い、国の基準の8階層をさらに細分化した11階層の設定を行っております。

三つ目は、多子世帯への軽減策です。

国の基準では、多子世帯はきょうだい保育所等に同時に在園している第2子は、通常の保育料の2分の1ですが、斑鳩町では多子世帯の負担軽減を図るため4分の1に軽減しており、令和7年度からは保育サービスを利用する多子世帯の子育て支援のさらなる充実を図るため、同時在園の第2子の保育料を現行の4分の1から無償とする方針でございます。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。今、ご答弁いただいたように4分の1を無償化に拡大していただけるというところで、これについては非常にいい取組みなのかなというところと、皆さん喜んでいただけるのかなというところではあります。

しかしですね、前回6月の議会の際に私が質問した際にですね、この子育て施策というのは拡大していくにあたって、将来にわたってさらに大きな財政負担が考えられるというところで、これについて財政の状況と今後の軽減策を進めた場合の影響というところを教えていただければと思います。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 保育料軽減措置に伴う財源についてのご質問でございます。

斑鳩町におきましては、町独自の保育料の軽減策を実施するにあたり、町財政に影響を与えております。具体的には、国基準保育料の80%に軽減することにより、年間約2,050万円、次に、国の基準より階層を細分化することにより約580万円、さらに同時在園の多子世帯を4分の1に軽減することにより約780万円、合わせて年間約3,410万円についてが、国の徴収基準額に比べて減収となっております。

さらに、令和7年度から同時在園の第2子の保育料を無償にする場合、新たに約780万円の減収となり、合わせて年間約4,190万円の減収を見込んでおります。

今後も町独自の保育料の軽減策を実施していくために、必要な財源を確保してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） そうですね、財源の確保はかなり難しいのかなと思いますし、今後も引き続き、やっていただきたいなどそのように思っているところなんですけども、

6月でも申しましたとおり、私は兄弟同時在園児の要件というのがですね、3子おられる方ですと年齢制限があって、上2人が小学校に行っていると、3子目が在園のときは第1子扱いになるといったところで、この辺りのその軽減策をなんとか講じれないかというところを申しあげたんですが、この点について再度、考え方を検討できないかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 多子世帯への保育料軽減策の拡大についてのご質問でございます。

多子世帯の保育料軽減の拡充に当たって、様々な拡充の方法があることは認識しております。まず、保育所等保育料は国の基準額が基本となり、それを軽減する手法としております。国の多子世帯支援の軽減基準額は、きょうだい保育所等に在園していることを条件として、保育料を徴収している0歳から2歳児の保育料を在園第2子として2分の1とするものです。この軽減策を町独自の子育て支援として斑鳩町では4分の1に軽減しております。

今回、子育てタウンミーティングにおいても、在園第2子の保育料を無償にしてほしいというご意見もあり、基本となる国の保育所等保育料の基準を軽減する方向で、保育サービスを利用する多子世帯の子育て支援のさらなる充実を図るため、在園第2子の保育料を無償とする方針としたものです。

議員がお尋ねのきょうだいの同時在園の要件を撤廃した軽減策について試算しますと、さらに年間約1,220万円の減収になる見込みであるとともに、保育ニーズが高まり保育の受け入れ確保が困難となることが予測されます。このため、多子世帯の保育料軽減策の拡大につきましては、町財政の状況や保育サービスの提供体制や保育の質の担保等も勘案しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。そうですね、これをすると1,220万円の減収になって、さらに保育の受け入れ困難になるというところで、多方面からいろいろ考えてやっていかないといけないことなのかなと思います。

私がなぜこの質問をもう一度したかと言いますと、考え方の違いといいますか、全部が全部できないとは思いますが、その第2子同時在園に関しては4分の1でこれまでも国基準であったり、ほかより町独自でいろいろ政策を打っておられる中で、この層に関しては特段、あまり恩恵を受けられないのかなというところもありましたので、

これをぜひともですね、なかなか今のご答弁でいきますと早期にというのは難しいかもしれませんが、ぜひともご検討いただきたいと、そのように思っております。

次に、これを踏まえて多子世帯、今、いろいろな考え方、軽減策については考え方があるということでしたが、これ以外の軽減策を含めた町の考え方について、お伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 斑鳩町では、多子世帯への子育て支援として、保育料軽減だけでなく、保育施設での延長保育料と副食費の同時在園3人目の無償や、幼児同乗二人乗り自転車の購入助成、児童手当の3人目加算、ファミリー・サポート・センター事業の2人目の半額、多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業など、町独自の支援策と国の制度を合わせながら多子世帯の支援を実施しております。

さらなる多子世帯の保育料軽減策の拡大は、将来にわたってさらに大きな財政負担となることも考えられることから、町財政の状況や保育サービスの提供体制や保育の質の担保等も勘案しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。そうですね、いろいろ施策を追ってくと、やはりお金がかかっていくというところではあるとは思いますが、私の考え方としては、やはりこれまで子育てもそうですけども、子育てに限らず斑鳩町はハード面において、またソフト面において、いろいろなサービスの向上を講じられてきたと思います。

それによってですね、ここ40年間ぐらい人口は横ばいで推移していると思います。今、人口減少が言われている中で、この人口の水準を保ってるのはすごいことだなと思いますし、それはこれまで培ってこられたいろいろな施策のおかげだと思います。

また、これによってやはり人口増加も見込まれると思いますので、財源の不安等々ありますけども、いろいろな施策を打っていくことによってこの斑鳩町の魅力というのはさらに上がっていくと思いますので、ぜひとも検討していただきたい、そのように思いましてひとつ目の質問を終わらせていただきたいと思います。

続きまして二つ目ですが、学童保育の運営についての質問であります。

今現在、少子化が進む一方で共働き家庭の増加や核家族化、さらに多様な就労形態の広がりを背景に学童保育の役割がこれまで以上に重要となっております。

特に、子どもたちの放課後の安全な居場所を確保することは保護者だけでなく社会全

体で取り組むべき課題となっています。また、地域のコミュニティの希薄化や家庭環境の変化に伴い、学童保育は預かりの場所という従来の役割を超えてですね、子どもたちの成長を与える場としての機能も求められている、そのような現状になっております。

現在、学童施設がどのような運営を行っているのか、また各施設の定員と実際の入室児童数の状況はどのようになっているのか、さらに放課後児童支援員や学童保育補助員の体制についても現状の社会情勢に合わせて柔軟な運営が求められています。

まず初めに、町内の学童保育の運営状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 学童保育の運営状況に関するご質問でございます。

現在、本町には町立小学校3校の敷地内に3か所6棟ございます町立の学童保育と、役場庁舎の北側において社会福祉法人が運営をされております民間の放課後児童クラブ1か所がございます。

町立の学童保育室につきましては、平日は放課後から午後6時30分まで、土曜日や夏休みなど学校の長期休業期間は午前7時45分から午後6時30分まで開室をしております。また、午後7時30分まで延長保育を実施し、保育の必要な児童の受け入れをしているところでございます。民間の放課後児童クラブにつきましては、平日は放課後から午後6時まで、土曜日や学校の長期休業期間は午前8時から午後6時まで開室をされております。また、午前7時からの早朝保育、午後10時までの長時間保育等のサービスを提供されているところでございます。

次に、各学童の定員と、本年令和6年5月1日現在の入室児童数の状況でございます。

斑鳩学童保育室は定員140人で入室児童は164人、斑鳩西学童保育室は定員100人で入室児童数は75人、斑鳩東学童保育室は定員110人で入室児童数は114人、町立の3学童保育室を合わせますと、定員350人で入室児童数は353人となっております。

定員を超える学童保育室につきましても、学童保育室の面積や実際に出席する児童数等を踏まえ、さらに斑鳩学童保育室においては、夏休み期間中は使用しない小学校の施設を学童保育室として使用するなど、現在、入室を希望される児童は全て受け入れをしている状況でございます。また、民間の放課後児童クラブにつきましては、定員105名で入室児童数は93人となっております。

続いて、町で雇用する放課後児童支援員、学童補助員の人員体制等の状況でございます。

本年9月現在の支援員等の雇用人数は、斑鳩学童保育室が支援員15人、補助員17人の合計32人、斑鳩西学童保育室は支援員9人、補助員4人の合計13人、斑鳩東学童保育室は支援員7人、補助員6人の合計13人、3学童保育室を合わせますと、支援員31人、補助員27人の合計58人となっております。

学童保育の運営に当たりましては、各学童保育において出席する児童の人数等に応じてシフトを組んで配置をしておりますが、入室児童数が増加傾向にある中、限られた人員体制の中で多くの児童を保育していると、そういう状況となっております。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。今、数名ですけどもやはりちょっと人数があふれてるところでやはりこれからですね、これからのことを考えますと、放課後の子どもたちの安全な居場所として、これまで以上に重要性が高まってくるのではないかなと考えます。

その一方で、今ご答弁もいただきましたとおり、入室児童数の増加や支援員の増加、負担の増加というのが課題として浮き彫りになってくるという状況であります。そこで、町では現在の学童保育の運営状況をどのように認識しておられるのかというところと、具体的な共働きや核家族化など社会情勢の変化に踏まえた上で、学童保育のニーズの高まりにどのように対応しているのか、また現状の運営体制や人員配置においてどのような課題があると考えておられるのか、町の認識についてお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 学童保育の運営に関する町の認識についてのご質問でございます。

5月1日現在の全児童数に対する学童保育入室児童数の割合といたしまして、コロナ禍前の令和元年度は3学童合わせて21.2%、令和2年度は22.3%となっており、新型コロナウイルスの感染拡大により、一時的に入室児童数及びその割合は減少しておりましたけれども、5類に移行した昨年度から再び増加をいたしまして、今年度、令和6年度の全児童数に対する入室児童数の割合は、5月の1日現在で23.3%に増加をしております。

そうした中、学童保育の運営に当たりましては、入室児童数の増加に対応するため、町ホームページや町広報紙による募集のほか、ハローワークへの求人や周辺の大学等への依頼など、放課後児童支援員、放課後補助員の人員確保に努めますとともに、夏休み期間中、使用しない小学校の施設を学童保育室として使用をするなど、希望者受け入れ

のための方策を講じて対応しているという状況でございます。

質問者も言われますとおり、共働き家庭の増加や核家族化、また就労形態の多様化などを背景に、学童保育の受け入れ児童は増加傾向となっており、今後におきましてもそのニーズは非常に高まってくるものと考えております。

入室児童数の増加により放課後児童支援員、学童補助員の負担は大きくなっておりまして、安全安心な学童保育の運営に向けた体制整備として、放課後支援員等の人員の確保、また、受け入れスペースの確保につきましても大きな課題になってくるものと、そのように認識をしております。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。そうですね、今いろいろと考えていただいているところで、やはり入室児童の増加によってスペースがなくなってくるであったり、その辺りというのはもうこれからますます拡大していくと考える。

特にですね、今、都市部でも待機児童の問題が顕在化して、地方でも施設不足や人員不足といった課題が深刻化しています。

例えばですね、福岡市では大学や企業と連携といった辺りであったりとか、横浜市では早期保育や夜間保育を取り入れるなど、各地でも柔軟な運営が試みられています。

しかし、いずれも地域でも支援員の不足、施設の不足が大きな問題、課題となっております。安全で質の高い保育を提供することが困難な状況が続いてますが、こうした全国的な動向を踏まえつつ、斑鳩町においても「定員を超える入室児童の受け入れの状況が続いている」とご答弁いただきました。

町では現在、学童保育の運営状況における課題をどのように認識しており、それらの課題解決に向けてどのような対応策を考えられているか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 今後の学童保育の運営に関するご質問でございます。

先ほどの答弁でもお答えをさせていただきましたけれども、学童保育のニーズが今後とも高まると見込まれる中、支援員等の人員の確保、また受け入れスペースの確保等、安全安心な学童保育の運営に向けた体制整備は大きな課題であるというふうに認識をしております。

学童保育につきましても、待機児童の増加などが全国的にも取り上げられておりまして、斑鳩町におきましても先進地の事例などを調査・研究をいたしまして、学童保育における課題の解消、また安全安心な学童保育の運営に向けて取り組んでまいりたいと、

そのように考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。ぜひともですね、なかなか簡単にはいかないですけどもいろいろな形を検討していただきたい。

奈良県内における学童保育の民間委託事例として大和高田市の取組みがあってですね、ここでは2021年4月から学童保育事業をシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に委託しましたが、ここは2024年にまた違う場所が変わってるというような事例もあります。

この民間委託ではいろいろな問題が発生してきているというところで、この先進事例というのをしっかりと考慮した上で、今後、この民間委託というところも視野に入れながら、この学童保育の質の向上、柔軟な運営というところを目指していただきたいと、そのように考えます。

本当にこれをひとつのツールとして考えていただきたい、そのように申しあげましてこの質問を閉じさせていただきます。

続きまして最後の質問ですが、先ほど、同僚議員と同様の質問になりますが、大阪・関西万博の開催まで4か月となりました。2025年に開催する大阪万博では「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに掲げ、子どもたちが最新の技術やグローバル視点を学ぶことができる教育的価値も非常に高く、社会見学するべきと考えますが、現在の予定についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 大阪・関西万博子ども招待事業の関係でございます。

先ほどのご質問のほうでご答弁をさせていただいておりますが、当該子ども招待事業の利用予定につきましては、3小学校と2中学校のいずれも検討中ということで回答を行っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。「検討中」というところで、まだどうなるかというところは分からないと思いますが、急速に変化する社会環境や技術革新の中で次世代を担う児童・生徒が未来の社会について考える機会を提供することがますます重要だと私は考えております。

特に、多様な価値観や文化、先進技術に触れる体験というのは児童・生徒にとって視野を広げて将来の可能性を見いだす貴重な学びの場となると思っております。

2025年に開催する大阪万博ですね、これからの社会に向けた新しいアイデアや取り組みが集結する場所です。このような国際的なイベントを通じて未来社会を見据えた教育の一環として、子どもたちに特別な体験を提供することが求められると考えております。

教育委員会として、この機会を児童・生徒に積極的に提供していくことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 小・中学校におけます遠足等校外活動の行き先等々につきましては、その内容について教育的効果の観点から、また児童・生徒の安全と健康の観点から、無理がないかどうかなどに照らし合わせまして、各学校また園において適切に判断されるべきものであると、教育委員会といたしましてもそのように考えているところでございます。

この上で、学校から教育委員会に対しまして、今回の大阪・関西万博子ども招待事業の活用等に関する相談がありました場合には、必要な助言等を行ってまいりたい、そのように考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。そうですね教育現場では今、ご答弁にもあったように児童・生徒の安全や健康を最優先に考慮した活動の実施が求められていると思います。

その一方で、社会見学や特別な体験活動というのが子どもたちの成長を果たす役割の重要性も広く認識されていると考えます。この万博の国際的なイベントは未来の社会について視野を広げる、先ほども申しあげましたが、視野を広げる貴重な機会となるものでございます。

こうした活動を実現するために、安全面、健康面に配慮しつつ、教育現場では具体的な相談や懸念に対して前向きかつ建設的な助言を教育委員会としても行っていただきたい、前向きに捉えて助言をしていただきたい、子どもたちにとって最善の形でこうした学びの機会というのを提供いただけるように教育委員会としてもご助言いただければと思います。

最後になりますが、再三、私これ以外にも一般質問で子どもたちの教育の機会の提供というところで述べさせていただいてます。最後に教育長にその点、教育長のお考えをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） ご質問にお答えしたいと思います。

先ほど、教育次長のほうから答弁いたしましたように、大阪・関西万博への校外学習としての参加につきましては、社会見学等学校行事を含む教育課程の編成権が学校にありますことから、教育的効果また児童・生徒の安全、健康の観点において、各学校が適切に判断すべきものであると考えております。

このことにつきまして、学校から教育委員会に相談があった際には、議員もお述べにもありましたように、万博のテーマ、今回は「いのち輝く未来社会のデザイン」それに基づいて教育的効果がどのようなものがあるのか、また併せてリスク管理や安全管理体制の確立、また保護者との連携重要性について助言を行いながら、丁寧に対応してまいりたいと、そのように思っております。以上です。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。教育長からも前向きなお言葉をいただきました。

やはりですね、子どもたちの機会の提供というのは非常に大事なと思いますし、この時代に生まれてるからこそ体験できる経験であったりというところで、僕はぜひともこの万博というのは前に進めて行っていただきたいなと思います。

万博以外にもですね、いろいろな体験というのはありますし、そういったものに前向きに今後取り組んでいただければ、斑鳩町の教育として今後よくなっていくと思いますので、ぜひともよろしく願い申しあげまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、4番、小城議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了しました。

明日は、午前9時から一般質問をお受けしますので、定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって延会します。

お疲れさまでした。

（午前11時20分 延会）